

立川市非常勤職員給与等支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 20 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 4 項の規定による。

災害薬事コーディネータ 二	平常時（会議）	日額 10,800円		
	平常時（訓練）	日額 13,900円		
	災害時			
	出勤1回につき、3時間までは16,500円。ただし、3時間を超えて執務した場合は、1時間を超えるごとに5,430円を加算した額			
……略……	……略……		……略……	……略……

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

